

さいたま市選挙管理委員会告示第2号

さいたま市議会議長より中央区選出の市議会議員の欠員通知を令和8年1月28日に受理し、中央区における議員の欠員数が議員定数の6分の1を超えるに至ったため、公職選挙法第113条第1項第6号の規定により、さいたま市議会議員補欠選挙（中央区）を行うべき事由が生じた。

令和8年1月28日

さいたま市選挙管理委員会委員長 野崎 正

選挙管理委員会事務局選挙課

告示期間の期限日（2月11日まで）